（電磁的方法） **第八条**　法第二十六条の三に規定する各省各庁の長が定める電磁的方法は、農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して同規則第四条第一項及び第三項に規定するところにより行う方法とする。	（電磁的方法） **第八条**　法第二十六条の三に規定する農林水産大臣が定める電磁的方法は、農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第四条及び第五条第二号に規定するところにより行う方法であって、前条の規定により農林水産大臣が別に定める電子情報処理組織を使用する方法とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。